

【別紙 2】料金表及び料金表の通則

第 1 条 (料金の計算方法等)

1. 本サービスの料金および工事に関する費用は、この本サービス料金表（以下、「料金表」といいます。）に定めるほか、弊社が別に定めるところによります。
2. 弊社は、契約者がその本サービス利用契約に基づき支払う利用料金を料金月（1 の暦月の起算日（弊社が本サービス利用契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます）から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます（以下同じとします））に従って計算します。ただし、弊社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
3. 弊社は、弊社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に定める料金月の起算日を変更することがあります。

第 2 条 (端数処理)

弊社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てします。

第 3 条 (料金等の支払い)

契約者は、料金および工事に関する費用について、弊社が指定する期日までに、弊社が指定する金融機関等を通じ、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

第 4 条 (料金の一括後払い)

弊社は、弊社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 ヶ月以上の料金を、弊社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第 5 条 (前受金)

弊社は、弊社が請求することとなる料金または工事に関する費用について、弊社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。尚、前受金には利息を付さないこととします。

第 6 条 (消費税相当額の加算)

この約款の定めにより料金表に定める料金および工事に関する費用等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

※ 1. 本条において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします）によるものとします。

※ 2. この約款の定めにより支払いを要することとなった料金または工事に関する費用については、消費税相当額込に定める額に基づき計算した額と異なる場合があります。

第 7 条 (料金等の臨時減免)

弊社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の定めにかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

料金表

月額利用料 (税別)

契約プラン	月額料金
Eco 光ネクスト ファミリータイプ	5,100 円

Eco 光ネクスト マンションタイプ	4,000 円
Eco 光電話ネクスト	2,500 円
Eco 光電話 A ネクスト	3,500 円

機器使用月額利用料（税別）

機器名称	月額料金
ホームゲートウェイ（NTT 西日本エリア）	450 円
1 ギガ対応無線 LAN ルータ（NTT 東日本エリア）	500 円

工事費（税別）

工事種別		工事費
新規開通工事費	屋内配線新設	24,000 円
	屋内配線既設再利用	9,600 円
	派遣工事無し	3,000 円
移転工事費	屋内配線新設	24,000 円
	屋内配線既設再利用	9,600 円
	派遣工事無し	3,000 円

※契約者の状況によっては工事費が異なる場合があります、工事費は目安になります。

実際の工事費は、NTT から請求された金額をそのままご請求させていただきます。

※土日祝日、時刻指定、夜間、深夜、年末年始に工事を実施する場合は別途工事費を加算してご請求いたします。

※工事担任者派遣の有無については、弊社にて判断いたします。

初回契約事務手数料（税別）

初回契約事務手数料	新規	3,000 円
	転用	3,000 円

※やむを得ない理由により振込により支払う場合は、振込手数料は契約者が支払うものとします。

※請求費用の確認は弊社からメールにて契約者様のご指定のメールアドレスにお送りさせていただきます。

※NTT ファイナンスによる「電話料金合算サービス」をお申込みいただいたお客様へ改めて別紙 3 をご確認ください。

※その他 NTT サービス（ナンバー・ディスプレイやナンバー・リクエスト等）の費用につきましては、NTT が直接提供している料金でご請求させていただきます。